

今年は節目の20周年 ザスパクサツ群馬へ熱い声援を

☎ スポーツ課 ☎ 027-898-6005
ザスパクサツ群馬 ☎ 027-225-2350

2月19日から、2022明治安田生命J2リーグが開幕しました。今期のザスパクサツ群馬のクラブスローガンは「Beyond THESPA〜ザスパを超えろ!!」。今年はクラブ名に「ザスパ」が付いて20周年の節目の年です。これまでのクラブ史を超えさらなる高みを目指すザスパクサツ群馬へ、今シーズンも熱い声援をお願いします。

また、ホームタウンの本市では地域貢献事業を開催。詳しくはザスパクサツ群馬公式ホームページをご覧ください。



©THESPA

ザスパを超えろ!!
Beyond
THESPA

本市出身選手から、市民の皆さんへ



ゴールキーパー
清水 慶記さん



ミッドフィルダー
細貝 萌さん



ミッドフィルダー
田部井 悠さん

地元のクラブでプレーできていることをうれしく思います。サッカーをとおして前橋市の魅力を皆さんに伝えられるよう日々邁進します。試合は正田醤油スタジアム群馬で開催しますので、ぜひお越しください。

前橋市民の皆さんに少しでも良いニュースを届けられることができるよう、チーム一丸となり、常に熱い気持ちを持って一つ一つ闘っていききたいと思います！
スタジアムで会いましょう!!

お世話になった前橋市民の皆さんへ恩返しできるよう、日々を積み上げていきます！
熱い応援よろしくをお願いします。

3月のホーム戦情報

場 正田醤油スタジアム群馬

vs. 東京ヴェルディ

3/13 (日) 14時

vs. V・ファーレン長崎

3/30 (水) 19時

その他の試合情報についてはザスパクサツ群馬公式ホームページをご覧ください。

選手と子どもたちの笑顔の交流

Smile Kids Caravan



ザスパクサツ群馬が開催するザスパアカデミー「スマイルキッズキャラバン」を1月に新田小で開催。スマイルキッズキャラバンはホームタウンでの地域貢献事業の一環として、クラブのコーチなどが地域の小学校を巡回しサッカーを教える活動です。今回は群馬学校生協と明治安田生命、ザスパクサツ群馬の協力で実施しました。

ホームページで状況確認 市役所での手続きは混雑避けて

☎ 各窓口

3月・4月の住所異動窓口は大変混雑します。本市ホームページにある市民課窓口混雑予想カレンダーを確認し、日にちや時間帯、場所の分散化に協力をお願いします。詳しくは右記二次元コードをご覧ください。



● 臨時窓口を開設

3月27日(日)と4月3日(日)に臨時窓口を開設。転入・転出などの住所異動手続きのほか、国民健康保険、児童手当などの手続きができます。

取り扱い業務など=下表のとおり

☎ 3月27日(日)・4月3日(日)、8時30分～17時15分

担当課	取り扱い業務
市民課 ☎ 027-898-6106	住所異動・戸籍（※1）・印鑑登録申請・国民年金資格届の受け付け、住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍謄抄本などの交付、国民年金に関する相談、マイナンバーカード（市民課交付分）の交付など
国民健康保険課 ☎ 027-898-6250	国民健康保険証の再交付手続き、国民健康保険資格・高額療養費支給申請・減額認定証交付申請などの受け付け、後期高齢者医療の届け出、保険料納付の手続き、子ども医療費などの福祉医療費の支給申請の受け付けなど
子育て支援課（市役所2階児童手当窓口） ☎ 027-224-1111（内線 3277）	児童手当・児童扶養手当受給申請の受け付けなど
学校教育課 ☎ 027-898-5812	小中学校の転校手続きなど（※2）

※1 一部の届け出は取り扱いできない場合があります。事前に問い合わせてください。

※2 学校へは月曜日以後に書類を提出してください。

節目に要確認 国保の届け出を忘れずに

☎ 国民健康保険課 ☎ 027-898-6250

就職や退職などで国民健康保険（国保）の脱退や加入をするときは届け出が必要です。右表のほか、運転免許証などの届け出人の本人確認書類、マイナンバーカードや通知カードなどの世帯主と被保険者のマイナンバーが分かる物を用意して、市役所2階21番窓口か各支所に届け出てください。3月27日(日)と4月3日(日)は市役所で臨時窓口を開設しています。

● 混雑回避のため郵送で手続きを

例年3月・4月は窓口が大変混雑します。新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、届け出は混雑の少ない臨時窓口や郵送でお願いします。届け出様式は本市ホームページからダウンロードできるほか、希望者には自宅へ郵送します。郵送による加入手続きの場合は、後日保険証を郵送します。



国民健康保険の主な届け出		
	届け出が必要な場合	必要な物
国保に加入	他の市区町村から転入したとき	転出証明書
	職場の健康保険をやめたときや扶養家族でなくなったとき	社会保険離脱証明書 ※1
	子どもが生まれたとき	本人確認書類のみ
国保を脱退	生活保護を受けなくなったとき	保護停止・廃止決定通知書
	他の市区町村に転出するとき	国民健康保険証
	職場の健康保険に入ったときや扶養家族になったとき	加入した職場の健康保険証（保険証の交付がないときは、資格取得証明書）、国民健康保険証
その他	死亡したとき	国民健康保険証
	生活保護を受けるようになったとき	保護開始決定通知書、国民健康保険証
	住所、世帯主、氏名などを変更したとき	国民健康保険証
	修学のため他の市区町村に転出し、引き続き本市の国民健康保険証が必要なとき	国民健康保険証、在学証明書か学生証の写し

※1 社会保険離脱証明書は各事業所が各健康保険組合で発行。証明書がないと手続きできない場合があります。

※2 転入・転出は、市役所市民課や各支所、上川淵・桂萱・東・元総社・南橋市民サービスセンターで手続きしてください。